「行意説」・住民税 の申告期間は、

2月16日(金)~3月15日(木)です。

一申告書は自分で書いて早めに提出しましょう−

所得申告は市民の義務であるとともに、各種税証明並びに国民健康保険税・介護保険料などの算定の 基礎となる大切なものです。市では、次のページの「申告相談日程表」のとおり、申告相談を行いますので、 お気軽にご利用ください。

なお、申告に際しては、多くの方々にお待ちいただくことなく申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領 収書などの集計を行ったうえでお越しください。

また、青色申告、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方は、直接税務署に相談してください。

平成19年度住民税について

今回の申告をもとに計算する平成19年度住民税(市・県民税)は、三位一体改革の柱ともいえる「税源移譲」に伴う税率改正及び 定率減税の廃止により、ほとんどの方が大幅な増額となる見込みです。不要な税金を負担することのないように、各種控除(配偶 者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、医療費控除など)の適用が受け られる方は、適切に申告してください。

また、65歳以上の方については、前回の申告から老年者控除の廃止などの税制改正により、所得税及び住民税が増額になった り、それまで非課税であった方も課税に転じているケースもあります。この場合には申告により各種控除を適用すると税の軽減 につながる場合もありますので、申告されることをお勧めします。

申告が必要な方

平成19年1月1日現在市内に住所のある方で、次に該当する方 は申告が必要になります。

- ①事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所 得、利子所得及び雑所得のあった方
- ②給与所得(アルバイト・パート代、専従者給与も含みます。 以下同じです)で次に該当する方
 - ア 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方
 - イ 平成18年中に退職し、再就職していない方
 - ウ 給与所得以外に他の所得のある方(給与所得以外の所得 が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない方も 住民税の申告は必要になります)
 - エ 給与を2ヵ所以上から受けている方
- ③配当所得がある方のうち次に該当する方
 - ア 非上場株式の配当所得のある方
 - 上場株式の配当所得のうち、発行済株式総数の5%以上 を所有する方
- ④市外居住の親族の扶養控除の対象になっている方
- ⑤医療費控除の適用を受ける方(年間10万円以上あるいは所得 の5%以上の医療費の支払いがある方)や初めて住宅借入金等 特別控除の適用を受ける方

※収入がない場合でも、下の「申告の必要ない方」に該当しない 方は申告が必要になります。この場合、お電話でも結構ですの で、収入がない旨の申告をお願いします。

申告の際にお持ちいただくもの

★平成18年中の所得のわかるもの

- ○給与に関しては、源泉徴収票、給与明細書又は事業主の証 明書(働いた日数・日給・年間支払額など)
- ○年金に関しては、公的年金等の源泉徴収票
- ○事業所得・不動産所得などに関しては、収支内訳書など
- ★国民年金保険料(注)・生命保険料・個人年金保険料・損害保 険料などの支払証明書
- (注)支払った国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受 ける場合には、社会保険庁が発行する「社会保険料(国民年 金保険料) 控除証明書 |を添付する必要があります。
- ★医療費控除の適用を受ける方は、医療費の領収書、保険金な どで補てんされた金額がわかるもの(医療費については、「医 療を受けた人|ごとに医療費を支払った「病院・薬局等|別の 明細を作成してお越しください。)
- ★障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳又は 証明書
- ★勤労学生控除の適用を受ける方は、学生証又は在学証明書
- ★所得税還付申告を受ける方は、ご本人名義の預金口座番号の 控え

申告の必要ない方

- ①給与所得のみで年末調整が適正に行われ、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
- ②公的年金等所得のみで年金支給者から市役所に公的年金等支払報告書が提出されている方
- ※公的年金等のみで総支給額が次の範囲の方や所得税が源泉徴収されている方は、申告により各種控除の適用を受けると有利 になる場合があります。
 - ・65歳未満で年金支給額が98万円を超える方
 - ・65歳以上で年金支給額が148万円を超える方
- ③前年中に所得がなく、市内居住の親族の配偶者控除・扶養控除の対象になっている方

今回の申告に関する主な改正点

○税源移譲に伴う住民税税率改正

これまでの住民税所得割の税率は、課税所得が多くなるほど税率が高くなる3段階 $(5\% \cdot 10\% \cdot 13\%)$ の超過累進構造になっていましたが、税源移譲に伴う改正により、今回の申告をもとに計算する平成19年度分住民税から、課税所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造になります。これによりほとんどの方の住民税が増額となりますが、平成19年分所得税 (次回の確定申告)で同額が減額になるため、「所得税+住民税」の負担は基本的に変わりません。

| | 平成18年度まで | 平成18年度まで(税源移譲前) | | 平成19年度から(税源移譲後) | | |
|---|----------|-----------------|---|-----------------|----------------|--|
| | 課税所得 | 税率 | | | | |
| | 200万円以下 | 5% | - | 一律 10% | 住民税増額分は 平成19年分 | |
| | 700万円以下 | 10% | | (ほとんどの方が増額) | | |
| | 700万円超 | 13% | | | 所得税が減額 | |
| • | | | | | | |

○定率減税率の改正

定率減税が、所得税に関しては今回の申告分から半減され、住民税に関しては今回の申告をもとに計算する平成19年度分から 廃止され、その分の税負担が増えることになります。

| 7C/8 18 | 前回の申告(平成17年分) | 今回の申告(平成18年分) |
|-----------------------|----------------------|---------------------|
| 所得税 | 税額の20%(最高25万円)を減額 | 税額の10%(最高12万5千円)を減額 |
| () (2.14) | 前回の申告(平成18年度課税分) | 今回の申告(平成19年度課税分) |
| 住民税 | 所得割税額の7.5%(最高2万円)を減額 | 廃 止 |

○65歳以上の方に関する住民税非課税措置廃止に伴う経過措置

平成18年度から老年者の住民税非課税措置が廃止されましたが、昭和15年1月2日以前生まれで前年の合計所得金額が125万円以下の方は、経過措置により平成19年度住民税は1/3を減額(平成18年度は税額の2/3を減額)することになっています。

平成19年 所得税·住民税申告相談日程表

| 地区 | 対象地区 | 期日 | 申告会場及び受付時間 | |
|-----------|--|----------|------------------------------|--|
| 盛里 | 盛里地区 | 2月16日(金) | 盛里地域コミュニティセンター(午前9時30分~午後4時) | |
| _ | 金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サンタウン平栗 | 19日(月) | 宝地域コミュニティセンター(午前9時30分~午後4時) | |
| 宝 | 下大幡・上大幡・高畑・サンタウン宝 | 20日(火) | | |
| | 田野倉·大原·田野倉団地 | 21日(水) | | |
| 禾生 | 四日市場・月見ケ丘・富士見台・井倉・九鬼団地 ・ 井倉団地・サンタウン井倉 | 22日(木) | 禾生地域コミュニティセンター(午前9時30分~午後4時) | |
| | 古川渡・小形山・川茂 | 23日(金) | | |
| | 十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩 | 26日(月) | | |
| 東桂 | 桂町・境 | 27日(火) | 東桂地域コミュニティセンター(午前9時30分~午後4時) | |
| | 鹿留(宮下・沖・古渡) | 28日(水) | | |
| 下谷·三吉 | 下谷1~4・下谷(羽根子を除く)・三吉地区 | 3月 1日(木) | いきいきプラザ都留(午前9時30分~午後4時) | |
| 開地・川棚 | 開地地区・川棚・旭ヶ丘 | 2日(金) | | |
| 四医 1公 | 田原1~4・上谷 | 5日(月) | 市役所税務課(午前8時30分~午後5時) | |
| 田原・上谷 | 上谷1~6 | 6日(火) | | |
| 中央・つる・ | 中央1~4・つる1~2 | 7日(水) | | |
| 羽根子 | つる3~5・羽根子 | 8日(木) | | |
| | | 9日(金) | | |
| | | 12日(月) | | |
| 全地区 | 市内全域(米字月に由生ましていないす) | 13日(火) | | |
| | (指定日に申告をしていない方) | 14日(水) | | |
| | | 15日(木) | | |

※指定日時にご都合の悪い方を対象に、3月5日(月)から14日(水)の間(土・日を除く)は、午後7時まで市役所税務課にて相談に応じます。

大月税務署から確定申告のお知らせ

申告はご自分で書いて提出はお早めに

- ○所得税の申告と納税は、2月16日(金)から3月15日(木)までです。(還付申告は2月15日以前でも受け付けています)
- ○贈与税の申告と納税は、2月1日(木)から3月15日(木)までです。
- ○個人事業者の消費税の申告と納税は、4月2日(月)までです。
- ※申告書は、「手引き などを参考にして、申告書の提出はお早めにお願いします。
- ※税務署では、「申告書作成会場」を設けて記載方法のアドバイスを行っていますので、ご利用ください。

ご来署の際にご用意していただくもの

- ○印鑑(認印)、計算器具、筆記用具
- ○平成18年分の税務署から送付された申告書、収入金額・必要経費・所得金額のわかるもの、源泉徴収票、国民 健康保険の領収書、国民年金保険料及び国民年金基金、生命保険料・損害保険料の支払いをした旨を証する書類
- ○平成17年分の申告書・収支内訳書等の「控」
- ○還付申告の方は、還付金の振込先金融機関名、預貯金種別、ご本人の口座番号がわかるもの
- ※駐車場が狭いので、確定申告期間中は自動車でのご来署はご遠慮ください。
- ※確定申告書の「控」に税務署の受付印の押印を希望する方は、「控」にも申告書と同様の内容をボールペンまたは万年筆で記載のうえ、提出用と一緒にお出しください。
- ※申告書の提出のみの方については、郵送での提出をお願いします。なお、申告書の「控」に税務署の受付印の押 印を希望する方は、宛先を記入した返信用封筒(必ず切手を貼付)を同封してください。
- ※税務署からは、申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせは送付しませんので、申告により納付すべき税金は、納付書により上記の納税期限までに最寄りの金融機関の窓口での納税をお願いします。
- ※大月税務署では、閉庁日(土曜・日曜・祝日)の相談および申告書の受け付けは行っていませんが、申告書は郵送やe-Tax(国税電子申告・納税システム)、または税務署の時間外収受箱に投函することなどより提出することができます。

国税庁のホームページ(確定申告書等作成コーナー)のご案内

国税庁ホームページには、所得税・消費税の確定申告書などを作成できるコーナーがあります。手軽に確定申告書などを作成することができ、印刷したものをそのまま税務署に提出することができますので、ご利用ください。

また、e - Tax(イータックス)をご利用いただくと国税庁ホームページで作成した申告書(贈与税を除く)に電子署名をして、そのまま送信(提出)することができます。

納税には、安全・便利な口座振替をご利用ください。

- ○所得税の口座振替日は、4月20日(金)です。
- ○個人事業者の消費税の口座振替日は、4月26日(木)です。
- ※所得税・消費税及び地方消費税の納税には、安心・便利な口座振替をぜひ、ご利用ください。
- ※新たに口座振替のご利用を希望される場合は、「口座振替依頼書」を、上記「確定申告及び納税の期限」までに、税 務署または利用される金融機関に提出(郵送)をお願いします。
- ※「口座振替依頼書」は、「確定申告書の手引き」に掲載されていますので、切り離してご利用ください。(税務署や金融機関にも用意してあります)

確定申告書作成相談会

大月税務署では、次の日程で市役所において申告書作成のためのアドバイスと申告書の受け付けを行います。会場では、所得税の申告書を作成する機械(タッチパネルなど)も設置しますので、ご利用ください。お越しの際には、前記「ご来署する際にご用意していただくもの」をご持参ください。

日時・場所 2月8日(木) 午前10時~正午、午後1時~4時 市役所3階大会議室

問合先 大月税務署個人課税部門 ☎(22)3153

東京地方税理士会から確定申告無料相談会のお知らせ

確定申告無料相談

税理士会では、小規模納税者のための所得税及び消費税、年金所得者および給与所得者の方の所得税の無料申告相談を開催しますので、ぜひ、ご利用ください。なお、所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方は、税務署で指導を受けていただくか、税理士による有料相談を受けてください。

日 時 2月16日(金)、3月2日(金) いずれも午前10時~12時、午後1時~3時

場 所 市役所2階第一会議室

※相談にお越しになる際には、計算器具、筆記用具などをご持参ください。

税理士記念日無料相談会

2月23日の税理士記念日に、譲渡・相続・贈与などの無料相談会を開催しますのでご利用ください。

日 時 2月23日(金) 午前10時~午後4時

場 所 東京地方税理士会大月支部事務局 富士吉田市下吉田503 ダイケンビル2階 ☎0555(22)8481